

川越城本丸御殿付属建築物等
復元調査設計業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

川越市 公園整備課

令和2年8月

1 業務の目的

本業務については、平成31年3月策定の川越市初雁公園基本計画に基づき、川越城本丸御殿の外構、附属施設の復元等の検討を行うため、実施するものである。

2 業務の概要

上記目的のため、以下の業務を実施します。

(1) 業務名称

川越城本丸御殿附属建築物等復元調査設計業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおりです。

なお、上記仕様書は、本プロポーザルの企画提案の内容を踏まえ、契約事業者及び市の双方の合意の下、一部変更することができるものとします。

(3) 履行期間

契約の日から令和3年3月19日（金）まで。

ただし、履行期限前に納品の必要がある成果物については各仕様書に定めます。また、その他必要な場合においては別途定めます。

(4) 事業費限度額（令和2年度）

4,500,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

（※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格については、この範囲で別途算定する。）

なお、令和3年度に予定している復元実施設計についても、事業に支障がない限り本業務の受託者に委託することを見据えています。ただし、契約を約するものではありません。

3 担当課

川越市 都市計画部 公園整備課 大規模公園担当

（担当：佐枝、岩下、関根）

所在地 〒350-8601 川越市元町 1-3-1

電話 049-224-8811（内線 3236） 049-224-5965（直通）

メールアドレス koenseibi@city.kawagoe.saitama.jp

ホームページ URL <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>

4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとします。なお、協力企業に一部の業務を再委託することは認めますが、複数の企業による共同参加は認めません。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく平成31・32年度川越市競争入札参加資格者名簿に、建設工事に係る設計・調査・測量の業種として「建築設計」が掲載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本業務委託の公募の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る指名停止の措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 江戸時代の城郭遺構の復元を行うにあたり、歴史的かつ建築的な見識に基づいた適切な復元設計を実現するため、下記のいずれかの実績を有するものとする。
 - ア 江戸時代の旧城郭内の建築物や武家屋敷を対象とする復元設計の実績を有すること。（模型も可）
 - イ 江戸時代に旧城郭内に構築された床面積500㎡以上の重要文化財建造物または都道府県指定文化財建造物を対象とする保存修理事業の実施設計及び工事監理の実績を有すること。

5 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
公募の開始	令和2年8月19日（水） ※市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。 ※書類等の直接配布は公園整備課にて同日より開始します（土日を除く午前9時から午後5時まで）。
質問の受付	令和2年8月19日（水）から令和2年8月27日（木）正午まで ※メール送信後、公園整備課に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和2年9月2日（水）正午までにホームページにて公開します。
参加申込み及び企画提案書等の提出	令和2年9月3日（木）から令和2年9月11日（金）土日を除く午前9時から午後5時まで（郵送の場合は必着）。 ※企画提案書は書類提出のほか、電子データの提出
ヒアリング	企画提案書を確認した結果、審査委員会でヒアリングが必要であると認めるときは、9月下旬に開催する予定です。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のため、面会方式でのヒアリングは実施せず、必要に応じ書面方式によるヒアリング（意図確認）を実施する場合があります。ヒアリングの日時や実施方法については、ヒアリング対象事業者へ別途通知します。
結果通知	令和2年9月30日（水）までに選考結果を電子メールにて通知する予定です。
契約締結	令和2年10月上旬までに契約締結を予定しています。

6 参加申し込み及び企画提案書の提出

このプロポーザルに参加する事業者は、下記書類を1部ずつ提出してください。

(1) 参加申請提出書類

参加申請提出書類は次の表のとおりです。提出書類は日本工業規格によるA4判の規格によることとし、④から⑨の書類については左綴じで作成してください。なお、④から⑨の書類については、作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないでください。

	参加申請提出書類	部数	様式
①	参加申込書	1部	様式1 ※代表者印を押印してください。
②	誓約書	1部	様式2 ※代表者印を押印してください。
③	企画提案書等提出書	1部	様式3 ※代表者印を押印してください。
④	業務経歴書	10部	様式4 (体裁の変更は可能です。)
⑤	実施体制調書	10部	様式5 (体裁の変更は可能です。)
⑥	管理技術者等の資格等調書	10部	様式6 (体裁の変更は可能です。)
⑦	業務実施方針	10部	様式7 (体裁の変更は可能です。)
⑧	技術提案	10部	様式8 (体裁の変更は可能です。) ページ数はA4判4ページまで 提出書類のほか、電子データでの提出
⑨	業務工程表	10部	様式9 (体裁の変更は可能です。)
⑩	見積書	1部	様式10 (体裁の変更は可能です。) 本業務の見積もりを提出してください。 別途、参考資料として、来年度以降に想定している実施設計分と工事監理分についても、現時点で想定できる範囲で見積もりを提出お願いします。

(2) 受付期間

- ① 令和2年9月3日(木)から令和2年9月11日(金)まで
- ② 土日を除く午前9時から午後5時まで(郵送の場合は必着)

(3) 提出方法

「実施要領3担当課」あてに参加申請提出書類を持参又は郵送により提出してください。

(4) 参加資格の確認等

参加申請提出書類を基に参加資格の確認を行います。

7 質問の受付

このプロポーザルに関する質問は次のとおり行います。

- (1) 受付期間
令和2年8月19日（水）から令和2年8月27日（木）正午まで
- (2) 提出方法
質問書（様式11）に必要事項を記入し、「実施要領3担当課」あてに電子メールで提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」としてください。メール送信後、「実施要領3担当課」に送信確認の電話をしてください。なお、電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。
- (3) 回答
質問の回答は、令和2年9月2日（水）正午までに、ホームページにて公開します。

8 審査方法

審査は、参加事業者の提案の内容に基づき川越城本丸御殿附属建築物等復元調査設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）で審査します。

- (1) 評価
評価は、企画提案を基に、別紙「評価基準表」により行います。評価の合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点契約予定事業者として決定します。最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定します。
なお、選考にあたり、審査委員会において最低基準を設けます。また、参加事業者が1者の場合も選考を行いますが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかつた場合は、再度公募を行うものとします。
契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかつた場合には、次点契約予定事業者を契約予定事業者とします。
選考結果は、令和2年9月30日（水）までに参加事業者に電子メールで通知する予定です。
- (2) プレゼンテーション・ヒアリング
企画提案書を確認した結果、審査委員会でヒアリングが必要であると認めるときは、9月下旬に開催する予定ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のため、面会方式でのヒアリングは実施せず、必要に応じ書面方式によるヒアリング（意図確認）を実施する場合があります。

ヒアリングの日時や実施方法については、ヒアリング対象事業者へ別途通知します。

(3) その他

ア 審査委員会での選考は非公開とします。

イ 選考結果に対する異議申立ては受理しません。

9 結果の公表

選考結果については、川越市ホームページで公表する予定です。

10 契約の締結

本業務の契約予定事業者に選定された者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を越えている場合
- (5) プレゼンテーションを実施する場合には参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

12 閲覧資料

プロポーザル公募期間中は下記の資料を閲覧できるものとします。川越市役所本庁舎5階公園整備課にて閲覧することができる。

- (1) 川越市初雁公園基本設計業務委託報告書

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 川越市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。

- (4) 川越市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式9）」に記載する内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとしします。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、川越市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとしします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき提出書類の公開について判断します。
- (8) 「参加申し込み」の後に辞退する場合は、辞退届（様式12）を提出するものとしします。